

令和3年6月7日

保護者の皆様

京都市立嘉楽中学校
校長 古口 賢一

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ※ 学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(学校ホームページ・PTAメール配信)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、年度当初の学校に提出された引き渡し方法での帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

— 以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。 —

令和3年6月7日

保護者の皆様

京都市立嘉楽中学校
校長 古口 賢一

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 13:05 登校 5校時(13:15)より始業（給食中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 10:30 登校 3校時(10:40)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 13:05 登校 5校時(13:15)から始業（給食中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。
(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

4 避難指示が発令された場合について

本校の敷地内は、「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」に含めておりませんので、避難指示が発令された場合の特別措置は取りません。

裏面に続く

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について
直ちに臨時休校としたうえで、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間等、下校
の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、十分考慮したうえで、帰宅の措
置をとるかどうかを判断します。しかし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学
校にて留め置くことといたします。

— 以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。 —